

再意見書

平成 21 年 9 月 6 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 あて

郵便番号
住所
氏名
メールアドレス

「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集(2009年度)」に関し、次のとおり意見を提出します。

(携帯電話の料金)

携帯電話市場は、見た目には派手なCMで競争的にみえますが、実態は寡占市場そのものです。したがって、総務省が進める接続料の透明化や値下げに賛成です。

それは、世界的にも高い携帯電話料金の値下げにつながると考えるからです。

しかしながら、イーモバイル社を除く他の携帯会社は、接続料を下げても、携帯電話料金は下げない方針と報道されています。

こんな論理がまかりとおってよいのでしょうか。

値下げしないという会社には、その理由について利用者への説明を義務付けたり、無線免許の取り消しを行うなどの措置を考えるべきだと思います。

総務省はこうした業者のご都合主義を放置するのではなく、料金値下げを強く指導すべきです。

(携帯電話の解約料)

携帯会社が新しく始めた料金プランは、利用者に著しく高い解約料を課すものです。

とりわけ、KDDI(au)社の2年縛りの料金は、最初の2年だけでなく、その後も2年ごとに更新が必要で、高い解約料なしで他社に移れる期間は、24ヶ月毎に1ヶ月だけという、極めて不利な条件で利用者に押し付けるものです。

総務省は、こうした反競争的で、消費者契約法の趣旨に反するような契約条件を放置するのではなく、問題のある行為として積極的に取り上げ、是正を図るべきです。